

大阪市告示第48号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定したので、大阪市立男女共同参画センター条例（平成5年大阪市条例第21号）第17条前段及び大阪市立こども文化センター条例（昭和53年大阪市条例第58号）第20条前段の規定に基づき公告する。

令和7年1月20日

大阪市長 横山英幸

1 施設の名称

大阪市立男女共同参画センター中央館

大阪市立男女共同参画センター子育て活動支援館

大阪市立男女共同参画センター西部館

大阪市立男女共同参画センター南部館

大阪市立男女共同参画センター東部館

大阪市立こども文化センター

2 指定管理者

大阪市天王寺区上汐5丁目6番25号

大阪市男女共同参画推進事業体

構成員 一般財団法人 大阪男女いきいき財団

一般財団法人 大阪教育文化振興財団

リッジクリエイティブ株式会社

グローブシップ株式会社

3 指定の期間

令和7年4月1日から令和17年3月31日まで

（市民局ダイバーシティ推進室男女共同参画課、

こども青少年局企画部青少年課、こども青少年局子育て支援部管理課）